

令和3年第3回(6月)定例会 【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第54号 宮津市手数料条例の一部改正について 1P



議案参考資料
令和3年6月定例会

| | | | |
|-------|-------------------|----|-------|
| 議第54号 | 宮津市手数料条例の一部改正について | 区分 | 条例の改正 |
|-------|-------------------|----|-------|

| | | |
|---|--|--|
| <p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 各地方公共団体が徴収主体となって額を定めている個人番号カードの再交付手数料について、法改正後は、徴収主体となるJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が手数料の額を定めることとなるため、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するもの。 この改正に伴い、市町村はJ-LISからの委託を受けて徴収事務を行うことになる。</p> <p>◆施行日 令和3年9月1日</p> | 【政策等の背景・提案までの経過】 | |
| | <p>・令和3年5月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布</p> <p>※この整備法の中で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正</p> | |
| | 【市民参加の状況】 | |
| | 【政策等の効果及び費用】 | |
| | 【他の自治体の類似する政策との比較】 | |
| 担当課・係 | 添付資料 | |
| 市民環境課 市民窓口係(45-1614) | ・新旧対照表 | |

議第54号

宮津市手数料条例の一部改正について

| 新旧対照表 | |
|--|--|
| 現 行 | 改正案 |
| <p>第1条～第3条（略） （免除等）</p> <p>第4条 市長（別表第27号及び第28号に規定する手数料にあつては、行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該手数料の減免に関する権限を有する市の機関又は職員）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 官公署から申請があつたとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けようとする者から申請があつたとき。</p> <p>(3) 70歳以上（証明を要する月に70歳に達する者を含む。）の年金受給者並びに70歳未満の者の公的年金給付等（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第16条第1項第6号に規定する年金をいう。）及びこれに準じた年金等受給権に係る住民基本台帳の記載事項証明の申請があつたとき。</p> <p>(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 法令の規定により、条例の定めるところにより戸籍に関し無料で証</p> | <p>第1条～第3条（略） （免除等）</p> <p>第4条 市長（別表第26号及び第27号に規定する手数料にあつては、行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該手数料の減免に関する権限を有する市の機関又は職員）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 官公署から申請があつたとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けようとする者から申請があつたとき。</p> <p>(3) 70歳以上（証明を要する月に70歳に達する者を含む。）の年金受給者並びに70歳未満の者の公的年金給付等（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第16条第1項第6号に規定する年金をいう。）及びこれに準じた年金等受給権に係る住民基本台帳の記載事項証明の申請があつたとき。</p> <p>(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 法令の規定により、条例の定めるところにより戸籍に関し無料で証</p> |

明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。

第5条～第6条（略）

別表（第2条関係）

| 手数料の種類 | 金額 | |
|--|--------------------------|--------------------------------------|
| (1)～(23) (略) | | |
| (24) 個人番号カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。） | 1枚につき | 800円 |
| (25) 住民基本台帳関係簿に関する証明手数料 | 1件につき | 300円 ただし、年金受給権に係る記載事項証明は、200円とする。 |
| (26) 印鑑登録証の交付手数料 | 1件につき | 300円 |
| (27) 行政不服審査法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による書面若しくは書類の写し又は書面の交付手数料 | 1枚につき （両面に複写し、又は出力したも | 10円（カラーで複写し、又は出力したとき |

明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。

第5条～第6条（略）

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 手数料の種類 | 金額 | |
|--|--------------------------|--------------------------------------|
| (1)～(23) (略) | | |
| 削る | | |
| (24) 住民基本台帳関係簿に関する証明手数料 | 1件につき | 300円 ただし、年金受給権に係る記載事項証明は、200円とする。 |
| (25) 印鑑登録証の交付手数料 | 1件につき | 300円 |
| (26) 行政不服審査法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による書面若しくは書類の写し又は書面の交付手数料 | 1枚につき （両面に複写し、又は出力したも | 10円（カラーで複写し、又は出力したとき |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | のについて は、片面ご とに1枚と する。) | は、20円) | | のについて は、片面ご とに1枚と する。) | は、20円) |
| (28) 行政不服審査法第81条第3項において準 用する同法第78条第1項の規定による主張書 面若しくは資料の写し又は書面の交付手数料 | 1枚につき (両面に複 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と する。) | 10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したとき は、20円) | (27) 行政不服審査法第81条第3項において準 用する同法第78条第1項の規定による主張書 面若しくは資料の写し又は書面の交付手数料 | 1枚につき (両面に複 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と する。) | 10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したとき は、20円) |
| (29) その他の諸証明手数料 | 1件につき | 300円 | (28) その他の諸証明手数料 | 1件につき | 300円 |
| (30) 公簿、公文書及び図面の閲覧手数料 | 1件につき | 150円 | (29) 公簿、公文書及び図面の閲覧手数料 | 1件につき | 150円 |